

法改正のお知らせ

70歳以上
(75歳未満)

現役並みの収入があれば、現役並みの負担が求められる時代です。

高額療養費の算定基準額が 引き上げられました

高齢者の医療費が増加の一途であり、現役世代の医療費負担が問題となっております。今回的高額療養費制度の自己負担額の上限引き上げは、「負担能力に応じた負担を求める」との観点から、「70歳以上」であっても、「現役並み」の年収がある場合には「69歳以下」と同様の負担をしていただく」と言うことにあります。

これからはある程度以上の年齢であっても、それなりの収入がある場合には、現役世代並みの負担を求められる時代です。公的なセーフティネットに頼るだけでなく、早い時期から自分自身で不測の事態に備える心構えが重要です。

平成29年8月診療分より、自己負担額が変更されています※1

標準報酬月額	自己負担限度額	
	入院の場合	外来の場合
現役並み (28万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数回該当※2:44,400円	改訂なし 44,400円 (改訂前) ▶ 57,600円
一般 (28万円未満)	44,400円 (改訂前) ▶ 57,600円 多数回該当:44,400円	12,000円 (改訂前) ▶ 14,000円 (年間上限:144,000円)

※1 今回の改訂は、当該者の経済的な負担を考慮した時限措置であり、平成30年8月施行の改訂では再度、高額療養費の算定基準額が引き上げられます。
※2 多数回該当:同じ世帯で、直近12カ月に高額療養費が支給された月数が3カ月を超えた場合は、4カ月目から自己負担限度額が引き下げられます。

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限 : 440,000円

適用期間:2018年4月1日~2019年3月31日

※ 任意継続保険料には最高限度額があります。退職時の標準報酬月額か全被保険者の平均標準報酬月額(上記)のうち、いずれか低い方の額により決定されます。
※ 2017年9月末日時点の全被保険者の平均標準報酬月額にもとづきます。

健康保険の任意継続制度について (退職後の医療保険)

任意継続制度とは、退職などによって被保険者の資格を失った場合でも条件さえ満たせば希望により最長2年間は継続して被保険者となる制度です。

村田製作所
退職

再就職

・新しい勤務先の医療保険に加入

再就職しない場合

・家族の医療保険の被扶養者になる
・国民健康保険に加入する
・ムラタ健保を任意継続する

任意継続するためには

- 退職日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があることが条件です。
- 資格喪失日(退職)から20日以内にムラタ健保へ加入手続きを済ませる必要があります。
- 毎月の保険料を納付期限までに納めないと資格を失います。

任意継続のメリットとは

- ムラタ健保を任意継続することで今までと同じ給付内容を受けることができます(但し、傷病手当金・出産手当金等一部支給対象外の給付があります)。
- 原則として今までと同様の条件にて、家族も被扶養者として継続されます(国民健康保険には、扶養という仕組みがありません)。

インセンティブポイントシステム



『KenCoM (ケンコム)』 「みんなで歩活」アンケート結果



インセンティブポイントシステム『KenCoM(ケンコム)』は、現在約3700名の被保険者、被扶養者の方にご利用いただいています。今回は、『KenCoM(ケンコム)』で人気のイベント「みんなで歩活」で実施したアンケート結果について報告いたします。

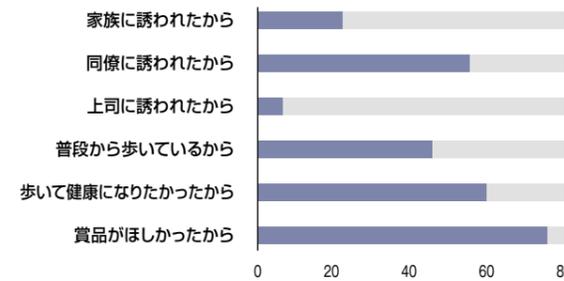
健康増進のためには、
1日8000歩が目標です。

■「みんなで歩活」とは…?

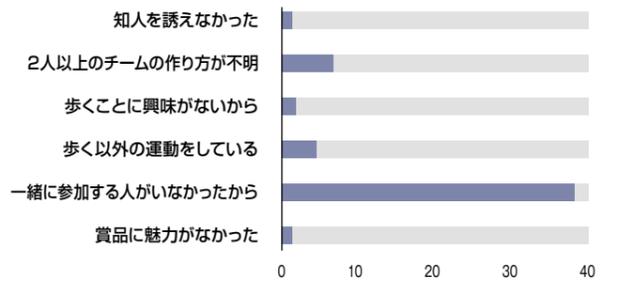
『みんなで歩活』とは、エントリーしてスマホアプリやパソコンから毎日の歩数を記録するだけで仲間と気軽に楽しめる、KenCoMのウォーキングイベントです。仲間と上位進出を目指すもよし、家族でマイペースに取り組むもよし、皆さん、お気軽にご参加ください!



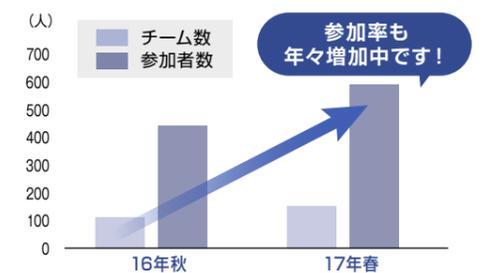
参加した理由は何ですか?



参加しなかった理由は何ですか?



健康づくりに良いとされるウォーキング、多くの方が日常的に楽しまれています。KenCoMの「みんなで歩活」は、来年の春にも開催を予定しています。今秋のエントリーに間に合わなかった方も、来春にはぜひとも、参加をご検討ください。
一緒に参加する方が見つからなかった方も、アプリ内のチームに登録すれば一人でも参加することができます。皆さん、これからもKenCoMを活用しウォーキングで健康増進に努めましょう。



医療費の確認をしましょう!

7月よりKenCoMメニューの「医療費のお知らせ」から、本年度に支払った医療費の詳細が確認できるようになりました。

- ・医療費確認のポイントは、医療機関名、受診日数、窓口で支払った金額です。心当たりのない受診や、不明な点がある場合は、健康保険組合まで連絡しましょう!
- ・今年支払った医療費が全て確認できます。医療費控除の参考にしてください。
注)確定申告の医療費控除を受ける際には、明細付きの領収書が必要です。



医療費通知の閲覧には、KenCoMへの利用登録と「パスコード(健診閲覧コード)」※が必要です。

※「パスコード(健診閲覧コード)」ハガキを紛失された方は、KenCoM登録後、KenCoMの「問い合わせ」から再申請してください。

